

四日市市告示第112号

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年四日市市告示第167号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（その1）及び第1号様式（その2）を次のように改める。

第1号様式（その1）

第 号	
申請年月日	年 月 日
年度 第 回	

年度 多面的機能支払交付金交付申請書

四日市市長

(組織の名称)

代表

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

※1) 交付金の振込口座については、毎年度、第1回目の申請時に別添様式又は口座通帳の写しの添付により提出することとする。（交付金の追加又は減額申請時には提出不要）

第1号様式別添

四日市市長

債権者

(組織の名称)

(代表者住所)

代表



多面的機能支払交付金の交付については、下記の振込口座にお振り込みください。

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	□普通 □当座 □別段 □通知													
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
						※								
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住所 (〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村													

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	□普通 □当座 □別段 □通知													
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
						※								
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住所 (〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村													

第1号様式（その2）

第 号	
申請年月日	年 月 日
年度	第 回

年度 多面的機能支払交付金追加（又は減額）交付申請書

四日市市長

（組織の名称）

代表

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった本交付金について、下記のとおり追加（又は減額）したいので四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

（1）農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

追加額（又は減額） 金 円

（2）資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

追加額（又は減額） 金 円

第2号様式（その1）及び第2号様式（その2）を次のように改める。

（組織の名称）

代表

様

四日市市長

年度多面的機能支払交付金の交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定します。

記

1. 交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

2. 交付の条件

交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号）、三重県多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日制定）並びに四日市市多面的機能支払交付金交付要綱に従わなければならない。

（組織の名称）

代表 様

四日市市長

年度多面的機能支払交付金の変更交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第8条によって、下記のとおり決定します。

記

1. 変更後交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

金 円（変更前交付金額 金 円）

- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円（変更前交付金額 金 円）

2. 交付の条件

年 月 日付け 第 号で通知の条件に従わなければならない。

第4号様式を次のように改める。

(組織の名称)

代表

様

四日市市長

年度多面的機能支払交付金の額の確定について（通知）

年 月 日付けの実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第12条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

交付金確定額

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
金 円

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
金 円

第5号様式を次のように改める。

多面的機能支払交付金の活動廃止について

四日市市長

(組織の名称)
代表

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止したいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 対象となる事業計画
別添のとおり

2. 活動を廃止する日
年 月 日

3. 活動を廃止する理由

4. 活動の廃止に伴う措置

四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第14条に基づき、交付金を返還します。

5. その他参考となる書類（添付書類）

・総会における活動廃止の議決資料（写し）

※その他、活動廃止理由の参考となる資料があれば添付

第6－1号様式から第6－3号様式までを次のように改める。

(組織の名称)

代表

様

四日市市長

多面的機能支払交付金の返還について（通知）

多面的機能支払交付金の支払済み交付金について返還事項が確認されましたので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第14条に基づき、下記のとおり返還してください。

記

1. 返還事項

2. 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持支払	円	年度～ 年度の カ年分
資源向上支払（長寿命化を除く）	円	年度～ 年度の カ年分
資源向上支払（長寿命化）	円	年度～ 年度の カ年分
計	円	

3. 返還期日

年 月 日

4. 交付金の返還方法に係る申出

※第6-2号様式「多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書」を速やかに提出してください。

多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書

年 月 日

四日市市長

(組織の名称)

代表

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の返還方法について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源向上 支払（長寿命化を除く）	資源向上支払（長寿命化）
組織の資金から返還する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

2. 返還期日（返還期日の延期を申し出る場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期願います。

多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書

第 号
年 月 日

(組織の名称)

代表

様

四日市市長

年 月 日付で届け出のあった多面的機能支払交付金の返還方法については、下記のとおり承諾します。

記

1. 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源向上 支払（長寿命化を除く）	資源向上支払（長寿命化）
組織の資金から返還する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

2. 返還期日（返還期日延期の申し出があった場合に記載する。）

返還期日を、 年 月 日 に延期します。

第7－1号様式を次のように改める。

(組織の名称)

代表

様

四日市市長

多面的機能支払交付金の精算について（通知）

年 月 日付で提出のあった 年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、四日市市多面的機能支払交付金交付要綱第16条に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 精算金額

区 分	精算金額
農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化を除く）	円
資源向上支払（長寿命化）	円

2. 返還期日

年 月 日

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)